

# 反社会的勢力の排除に関する覚書

神稲建設株式会社(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、  
政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「政府指針」という。)を  
相互に尊重し、暴力団排除条項を定め、次のとおり覚書を締結する。

- 第1条 甲および乙は、次の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即時契約を解除することができる。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であること。又はあったこと。
  - 二 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員《役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。》をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)であること。又はあったこと。
  - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - 四 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - 五 構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、雇用に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
  - 六 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員を利用したとき。
  - 七 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - 八 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - 九 役員等が、暴力的組織又は構成員と密接な交際を有し、また社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 甲および乙は、前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として相手方から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
- 第2条 甲および乙は、前条により契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することはできない。
- 2 前条第1項各号に定める行為により損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

以上、本覚書締結の証として、本書2通を作成し、両者それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名